（様式第４号）

事業継続誓約書

　大阪市本社機能立地促進助成金の制度趣旨に鑑み、別紙「事業計画書」のとおり、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第５条及び第11条の規定を遵守することを誓約します。

　なお、本誓約に違反したときは、同第19条及び大阪市補助金等交付規則第18条の規定による助成金の返還等に応じます。

|  |
| --- |
| 【**大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱（抜粋）**】  （事業継続期間）  第５条　第８条第１項の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、その事業を開始した日から起算して４年の間、助成対象事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。  ２　前項に定める期間中に市内の別の建物へ移転し、助成対象事業を継続するときは、前２条に定める要件をすべて満たしている場合に限り助成対象事業を継続しているものとする。  ３　第１項に定める期間中に助成対象事業を継続できない事由が生じたときは、直ちに市長まで届け出なければならない。  （実績報告）  第11条　交付決定事業者は、事業開始日の属する本市会計年度の３月末日までに、市長に対して実績報告を行わなければならず、事業の開始日の翌年度から第５条第１項に定める期間においては、当該年度における助成金の交付の有無にかかわらず各年度の３月末日までに、市長に対して当該年度に係る実績報告を行わなければならない。  ２　市長は、必要があると認めるときは、当該助成対象事業の内容等について交付決定事業者に対し、適宜、報告を求めることができる。  （交付決定事業者の責めに帰すべき事由による交付決定の取消し等）  第19条　市長は、交付決定事業者が次の各号に該当する場合、第８条の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。  (1)　助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれらに基づく市長の処分に違反した場合  (2)　交付決定事業者が、第５条第１項に定める期間中において前条の規定に基づき助成対象事業の廃止又は譲渡を届け出た場合  (3)　交付決定事業者が、申請内容及び助成対象事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合  (4)　その他、第５条第１項に定める期間、助成対象事業が継続されない場合  ２　前項各号の規定は、助成対象事業について助成すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。  ３　市長は、第１項により交付決定を取り消し又は条件を変更したときは、その理由を付して交付決定事業者に通知するものとする。  **【大阪市補助金等交付規則（抜粋）】**  (決定の取消し)  第17条　市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。  ２　前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。  ３　市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を理由を付して補助事業者に通知するものとする。  (補助金等の返還)  第18条　市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。  (加算金及び延滞金)  第19条　補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を求められたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。  ２　補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金等は最後の受領の日に受領したものとみなし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。  ３　第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた補助金等の額に充てられたものとする。  ４　補助事業者が補助金等の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例(昭和39年大阪市条例第12号)第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。  ５　前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。  ６　市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。 |

年　　月　　日

所在地

　 会 　社　 名　　 　　　　　　　 　　　　　　　　　 　　　　　　　代表者役職・氏名